

上寺尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定

平成30年2月20日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全教職員が共通理解をもち、あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校を目指す。

- いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止に取り組む。
- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早期発見に努める。
- いじめの疑いがあった段階で組織的に対応する。
- 被害児童を守り通す。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

- 構成員は原則として次の者とする。
校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭
- 事案の状況により、関係する教職員等を加える。
- 必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- 月に1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- 校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- いじめの未然防止・早期発見・措置について、検討し、決定する。
検討・決定した内容を記録する。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

道徳教育、たてわり活動、学校行事、児童会活動等を通して、次の取組を行う。

- ・いじめを許さない風土づくり
- ・児童一人ひとりの居場所づくり
- ・自己肯定感の育成
- ・人間関係づくり
- ・コミュニケーション力の育成

(2) いじめの早期発見

日頃から児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を見逃さないようにする。

- ・いじめについての研修を行い、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ・教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。
- ・児童と教職員にアンケートを実施する。

(3) いじめに対する措置

特定の教職員で抱え込まず組織的に対応する。

被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

謝罪や責任を形式的に問うではなく、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・対策委員会で情報共有、対応方針決定、記録をする。
- ・速やかに事実確認を行い、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- ・必要に応じて、関係機関、専門機関と連携する。

(4) いじめの解消

いじめの解消している状態とは、

○いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

の条件を満たしていることとする。そのために次の取組を行う。

- ・対策委員会での情報共有
- ・全職員での見守り
- ・児童、保護者との信頼関係の確立

(5) 教職員等への研修

教職員のいじめに対する意識・対応力を高めるために、次の研修を行う。

○児童理解研修

○いじめの定義や対応に関する研修

○目の前の児童一人ひとりを大切にする授業研修

(6) 学校運営協議会等の活用

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、協議する機会を設ける。

○保護者懇談会

○ひびきあいの会

○中学校区学校・家庭・地域連携事業

(7) 年間計画

月	内容
4月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 家庭訪問
5月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 家庭訪問 校内支援会議
6月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 YP アセスメント ひびきあいの会
7月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 個人面談 児童理解研修 横浜こども会議
8月	対策委員会
9月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問
10月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問
11月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問
12月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 個人面談 いじめに関するアンケート YP アセスメント 人権週間 人権授業参観 人権特別授業 サイバー教室
1月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問
2月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問 ひびきあいの会 校内支援会議
3月	対策委員会 中学ブロック専任会 カウンセラー訪問
年間	対策委員会 (月1回) 中学ブロック専任会 (月1回) カウンセラー訪問 (月2～4回)

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

法第28条第1項にあるように、いじめの重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

【発生の報告】

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。